

平成21年度の展覧会案内

展覧会名	開催期間
1 selection2009 壹 生誕140年記念 吉澤儀造 よしざわ ぎぞう	4月11日(土)～5月24日(日)
2 selection2009 貳 小杉放菴の人物画	5月30日(土)～7月20日(月・祝)
3 まじまひでのり 間島秀徳 Kinesis/水の森－小杉放菴とともに－	7月25日(土)～9月13日(日)
4 てづかとくお 手塚登久夫 石彫展	9月19日(土)～10月25日(日)
5 一体感醸成企画 日光に在住の作家たち I なかむらつよし なかむら 中村豪志・中村ひろみ二人展「日光から世界へ」	10月31日(土)～11月23日(月・祝)
6 登録10周年記念 世界遺産の造形	11月28日(土)～平成22年1月11日(月・祝)
7 selection2010 壹 小杉放菴 絵と書と歌と	平成22年1月16日(土)～2月21日(日)
8 selection2010 貳 故郷の日光、旅先の日光	平成22年2月27日(土)～4月4日(日)

開館時間：午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

休館日：毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日を閉館)

○年末休館12月28日～31日、年始休館1月4日～6日

○展覧会番号1・3・4は会期中無休

入館料：一般…700(300)円、大学・高校生…500(200)円、小中学生…無料

※()内は市民割引券を利用した際の料金です。



美術館キャラクターの「ジンジャくん」
イラスト：柳内史恵

KOSUGI HOAN
MUSEUM OF ART
NIKKO



小杉放菴記念日光美術館

日光市の文化財

24

日光市指定文化財 大橋静庵墓碑

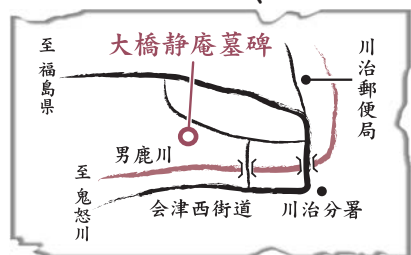


種別 史跡
指定年月日 昭和54年10月1日
【旧藤原町指定】
所在地 日光市川治温泉川治

この墓碑は、幕末期の漢学者である大橋静庵の終焉の地を示すため、その子孫によって建立された分骨墓です。静庵は、天明八(一七八八)年に今市宿大橋家の当主の子として生まれました。二〇歳で鹿沼宿の鈴木石橋に入門して主に儒学を学び、弟子に漢学を教えていました。宿名主としても活躍し、今市宿の農民に開田を奨励したり、日光領内へ奥州蚕種(蚕の卵)を配布して養蚕を振興させたりしました。こうした功績により静庵は、四八歳で苗字を名乗り、刀を差すことを許されています。

慶応四(一八六八)年の戊辰戦争時、静庵は川治温泉に避難しましたが、そのまま帰らぬ人となりました。墓碑に刻まれているのは、辞世の詩の一篇です。この墓碑は、戊辰戦争で大きな被害を受けた今市宿周辺の人々への思いや、家族から離れて死を迎える悲しみを今に伝えています。

なお静庵の本骨は、今市の如来寺に葬られています。



知っていますか？ 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の基礎知識

現在、全国で住宅火災による死者が増加しており、その半数以上は逃げ遅れによるものです。

6月1日からは、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。今回は、この住宅用火災警報器の疑問についてお答えします。

Q. 住宅用火災警報器ってなに？

A. 住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して、警報音で火災の発生を知らせる機器です。住宅用火災警報器には、煙を感知する「煙感知器」と、熱を感知する「熱感知器」があり、大きさは手のひらサイズです。



Q. 家の中の、どこに設置しなければならぬのですか？

A. 煙感知器は、寝室として使用するすべての部屋に設置してください。また、2階に寝室がある場合は、避難経路となる階段部分にも設置が必要です。なお、台所には設置義務はありませんが、火災発生の多い場所

なので、熱感知器を設置することをお勧めします。



住宅用火災警報器の設置例

Q. どこで売っているのですか？

A. 防災設備店や電器店、ホームセンターなどで販売しています。また、ガス店などで火災警報器のレンタルも行っています。

Q. 値段は？

A. 一般的なものでは、1,000円程度です。なお、市消防本部では、日本消防検定協会の鑑定に合格し、認定を受けたことを示す「NSマーク」表示の住宅用火災警報器を推奨しています。



Q. 設置しないと罰則や罰金があるのですか？

A. 自己責任となりますので、罰則や罰金はありません。しかし、火災はいつ起こるか分かりません。大切な家族や財産を守るためにも、早めに設置しましょう。

住宅用火災警報器について詳しくは消防本部 予防課 ☎(21)0368

「消防署から来ました」などという言葉には「用心！」

住宅用火災警報器の設置義務化に便乗した悪質商法が発生しています。消防職員が一般の家庭に訪問することや、業者に販売や点検をお願いすることは決してありません。不審に感じたときは、すぐに消防本部または各消防署へお問い合わせください。

もし購入してしまった場合には、すぐに消費生活センターへご相談ください。

☎(22)4743

